

広島県聴覚障害者センター管理運営規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

広島県聴覚障害者センター管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、「録画物」若しくは「情報機器」又は「録画物等」とは、それぞれ広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例（平成二十八年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第一号若しくは第二号又は第七条第一項に規定する録画物若しくは情報機器又は録画物等をいう。

(開館時間等の周知)

第三条 指定管理者は、条例第五条第二項又は第六条第二項の規定により、センターの開館時間を変更し、又はセンターの全部若しくは一部を臨時に休館若しくは開館する場合は、あらかじめ、その旨をセンターに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(館内利用)

第四条 録画物等をセンター内で利用する者（以下「館内利用者」という。）は、指定管理者に申し出て、所定の場所で利用しなければならない。

2 館内利用者は、借り受けた録画物等を退館の際返納しなければならない。

(館外貸出利用者の登録)

第五条 貸出しを受けた録画物等のセンター外における利用（以下「館外貸出利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ、別記様式第一号又は別記様式第二号による館外貸出利用登録申込書を指定管理者に提出し、館外貸出利用者の登録を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の登録を受けた者が条例又はこの規則に違反したときは、登録を取り消すものとする。

(館外貸出利用)

第六条 館外貸出利用をしようとする者は、センターにおいて直接指定管理者に申し出なければならない。ただし、遠隔の地にある者又は指定管理者がやむを得ない事情があると認められた者については、この限りでない。

2 館外貸出利用ができる録画物の数は、同一人につき五点以内とする。

3 録画物等の貸出期間は、次の各号に掲げる録画物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

一 録画物 貸し出した日から十五日以内

二 情報機器 貸し出した日から八日以内

4 貸出期間が満了したときは、直ちに録画物等を返納しなければならない。

(委任規定)

第七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

館外貸出利用登録申込書

平成 年 月 日

広島県聴覚障害者センター指定管理者 様

録画物等の貸出しを利用したいので、次のとおり登録を申し込みます。

個人 申 込 用	住 所	〒 ー				
		ファックス	()	ー		
		電話	()	ー		
		メールアドレス				
	(フリガナ) 氏 名			(フリガナ) 保護者 氏 名		
生年月日	大・昭・平	年	月	日	性別	男 ・ 女
身体障害者手帳	県 第 号					
備 考						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第5条関係）

館外貸出利用登録申込書

平成 年 月 日

広島県聴覚障害者センター指定管理者 様

録画物等の貸出しを利用したいので、次のとおり登録を申し込みます。

団 体 申 込 用	(フリガナ) 名 称	
	所在地	〒 ー ファックス () ー 電話 () ー メールアドレス
	(フリガナ) 代表者名	⑩
	備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。